

答 申 第 4 号

平成26年8月18日

芦屋市病院事業管理者

佐 治 文 隆 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第15条第2号の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年6月11日付け芦市病医第6号により芦屋市病院事業管理者から諮問がありました阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報共有システムのオンライン結合による個人情報の提供については、適当なものと認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

(1) システムの概要

ア 阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」（以下「本システム」という。）は、機能が分化した阪神間の大学、公的医療機関、民間病院、診療所同士が連携し、相互に患者の基礎情報、検査結果、処方情報・注射情報、画像データ等の個人情報（以下、「患者情報」という。）を参照して地域完結型医療を行うことを目的とするものである。

イ 尼崎市医師会が主体となって構築し、阪神医療福祉情報ネットワーク協議会が運営しており、県立尼崎病院、同西宮病院、市立伊丹病院、宝塚市立病院、兵庫医科大学病院等がすでに本システムに参加している。

(2) 公益上の必要性について

阪神間の本システム参加医療機関と市立芦屋病院が連携することにより、詳細

な患者情報を容易に医師が把握することができるため、質の高い一貫した医療体制の整備が可能となり、地域医療サービスの質の向上につながることから公益上の必要性は認められる。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

本システムは、次のとおりシステム上及び運用上で個人情報保護に関する措置が講じられる条件下では、条例第15条第2号が定めている「個人の権利利益を侵害するおそれがない。」という要件は満たされると認められる。

ア 本システムによる患者情報の提供は、本人の同意を得た場合に限定されている。

イ 各医療機関が提供する患者情報は、専用のサーバーに集められるため、市立芦屋病院の電子カルテシステムには直接接続しない。

ウ 通信には、厚生労働省「医療システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した安全性の高い「IPSec-VPN+IKE」を使用し、外部通信ネットワーク上には強固なファイアウォールを設置する。

エ 患者情報の参照は、医師、看護師及びコメディカルに限り、ID及びパスワードは定期的に更新し、操作状況（ログ）を記録する。

オ 患者情報を参照する者に対して、個人情報の適切な取り扱いについて研修を行い、個人情報の適正な管理について点検を行う。

2 留意事項

阪神医療福祉情報ネットワーク協議会が管理するサーバー等本システムの管理状況について定期的に確認を行うこと。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6月11日	諮問書の受理
平成26年 6月24日	諮問実施機関から意見聴取 第1回審議
平成26年 7月18日	第2回審議
平成26年 8月 5日	第3回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
芝池 義一	関西大学大学院法務研究科教授	会 長
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	
伊藤 明子	弁護士	
武田 雄三	弁護士	職務代理